平成３１年２月オレンジ勉強会

年金分割について

平成３１年２月２２日
弁護士　木村　将俊

第１　離婚時年金分割（以下「年金分割」という）の基本内容

１　趣旨

夫婦の老後を支える年金が離婚後もなお，元夫婦それぞれの生活を支えるものとなるとの考え方から，離婚時に限り年金の分割を可能にした。

２　対象

被用者年金部分（厚生年金，共済年金）

代行部分（厚生年金基金が国に代わって支給する部分），職域部分（共済年金独自の年金で，退職共済年金に加算して支給される部分）を含む。

３　基本的な方法

年金受給権のもととなる年金権そのものを分割する。

具体的には，離婚当事者間で婚姻期間中の保険料納付記録を分割することになる。

→婚姻期間中の標準報酬（年金額の算定の基礎になるもの）の額が変わってくる。

分割を受けた側は，自分の標準報酬に相手から分割を受けた分が加算又は新たに追加される。相手は，自分の標準報酬から分割された分が差し引かれる。

４　効果

離婚当事者が，年金事務所等に対して，標準報酬改定請求をすると，離婚当事者それぞれについて，保険料納付記録が変更される（厚年７８条の６）。

年金分割は，年金事務所等に対する標準報酬改定請求をした日から，将来に向かって効力を生じる（厚年７８条の６第４項）。

５　当事者の死亡と年金分割

年金分割の請求前に一方当事者が死亡した場合は，死亡したものに対する標準報酬は存在しないことになるため，年金分割はこれを実施する基礎を欠くこととなり，原則として生存配偶者は，年金分割の請求ができなくなる。

ただし，特例として，離婚が成立し，既に，①標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨の公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書が作成されている場合，②請求すべき按分割合を定めた審判又は判決が確定している場合，③請求すべき按分割合を定めた調停又は和解が成立している場合には，当事者の一方が死亡してから１月以内に限り，年金分割の請求をすることができる（厚年令３条の１２の７，厚年７８条の２第４項，厚年７８条の４）。

第２　本人が，年金事務所に対し，標準報酬改定請求をする場合の手続

１　提出書面

所定の「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書)」（年金事務所か，日本年金機構のＨＰ上に書式あり）に必要事項を記入し，添付資料を添えて住所地の年金事務所へ提出する。

添付書類は，以下のものが必要。原則として，写しは不可で，原本を提出。

・請求書にマイナンバーを記入したとき　マイナンバーカード

・請求書に基礎年金番号を記入したとき　年金手帳，基礎年金番号通知書（郵送の場合は写しでも可）

・婚姻関係等を明らかにできる戸籍の謄本，当事者それぞれの戸籍の抄本，戸籍の全部事項証明書又は当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（※住民票による代替は不可）

・請求前１か月内に作成された当事者の生存を確認できる書類（戸籍の抄本，住民票等　※戸籍の謄本等で確認できる場合は不要）

・調停（和解）調書の謄本又は抄本（次回調停で和解が成立した場合に取得）

２　提出方法

持参，郵送いずれでの提出も可能。

★重要

提出期限は，離婚が成立した日の翌日から起算して２年を経過するまで（厚年７８条の２第１項但書）

３　合意分割，３号分割併用の場合

年金分割は，平成２０年４月１日より以前に婚姻していた場合は合意分割，４月１日以降に婚姻した場合は３号分割という形で手続が分かれるが，A は平成２０年４月１日より前に婚姻しており，３号分割と併用扱いとなる場合，合意分割の形で書面を提出すればよい（年金事務所に確認済み)。

※両制度の違いは，年金分割をするときに，夫婦間の合意の手続が必要（合意分割）か，不要（３号分割）かであり，受け取る年金の額について違いは生じない。

４　提出後の流れ

標準報酬改定請求書を提出して受理されると，結果が「標準報酬改定通知書」として申請者の住所宛に届く。

以上